

熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン～熊本市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～

実行計画(事務事業編)とは

○地球温暖化対策推進法に基づき策定が義務付けられている、温室効果ガスの排出削減に係る目標や取組を定める計画。

○策定する計画には、「区域施策編」と「事務事業編」の2種類がある。

①区域施策編・・・行政区域の市民や事業者、行政機関等、全ての主体を対象とする計画
(※令和3年3月、熊本連携中枢都市圏共同で策定済み)

②事務事業編・・・**地方自治体が実施する事務及び事業に関する計画**
【今回策定】

※事務及び事業に伴う温室効果ガス排出の対象
・庁舎や学校、市が直接行う事業の電力や燃料などのエネルギー使用に伴う排出
・廃棄物処理事業や下水道処理に伴う温室効果ガスの排出 など

本計画の構成

第1章 背景

第2章 基本的事項

第3章 温室効果ガスの排出状況

第4章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組方針

第5章 取組方針等を踏まえた削減目標

第6章 計画の進捗管理

※「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」に沿った構成

第1章 背景

【国際的な動き】

○2015年11月、COP21で「**パリ協定**」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられた。

【国の動き】

○2020年10月、「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言。2021年4月には、2030年度の温室効果ガス排出目標を▲46%(2013年度比)とし、▲50%の高みに向け挑戦を続けていくことを公表した。2021年10月、これら目標を盛り込んだ「**地球温暖化対策計画**」を閣議決定。

【熊本の動き】

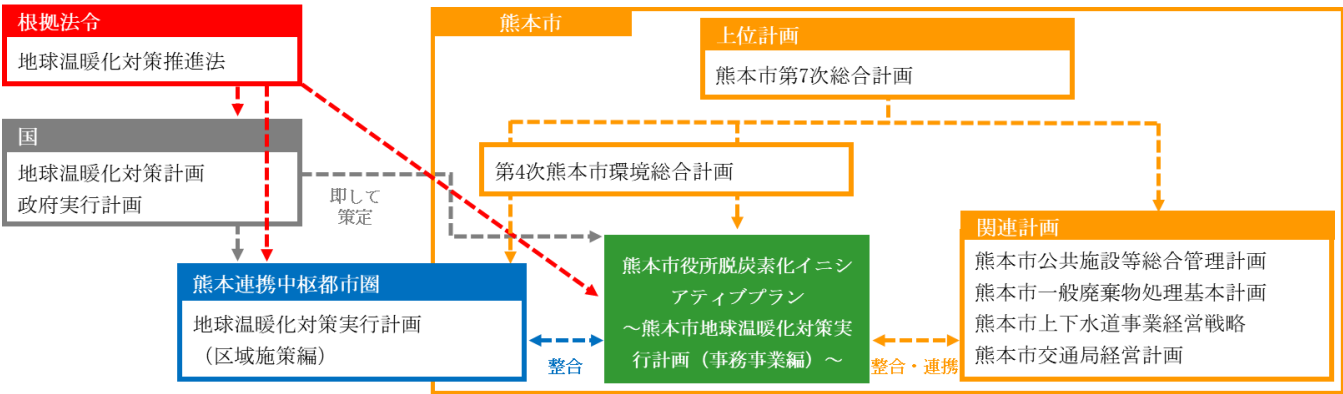
○熊本連携中枢都市圏では、2020年1月、「**2050年温室効果ガス排出実質ゼロ**」を宣言し、2021年3月には「**熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画**」(区域施策編)を策定した。

【新たな計画の必要性】

○2001年に「熊本市役所グリーン計画」を定め、廃棄物の削減や分別、節電、節水などのエコオフィス活動を進めてきたが、**国の計画に即した目標や取組を定める新たな計画が必要**となっている。

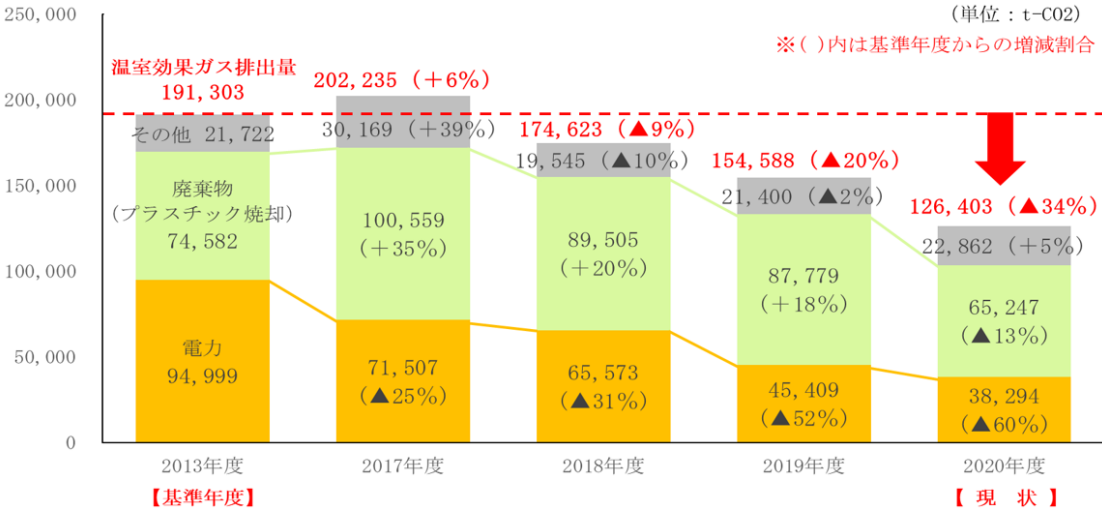
第2章 計画の基本的事項

- (1)目的 熊本連携中枢都市圏で掲げている「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、市民や事業者などの温暖化対策を促進するに当たり、**本市が率先して事務及び事業の脱炭素化に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減する。**
- (2)対象範囲 本市における全ての事務及び事業
- (3)計画期間 2023 年度 ～ 2030 年度まで（8 年間）
- (4)計画の位置付け



第3章 温室効果ガスの排出状況

○本市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量(2020 年度)は 126,403t-CO₂ で、**基準年度(2013 年度)比で▲34%**となっている。



○排出内訳で見ると、電力の使用に伴う排出(30%)と廃棄物処理事業におけるプラスチックの焼却に伴う排出(52%)で 82%を占めており、この部分の排出削減が重要。

項 目	2013年度 【基準年度】	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 【現 状】
総排出量	191,303 (100%)	202,235 (100%)	174,623 (100%)	154,588 (100%)	126,403 (100%)
エネルギー起源	107,763 (56%)	81,934 (41%)	75,972 (44%)	57,475 (37%)	51,824 (41%)
電力	94,999 (49%)	71,507 (36%)	65,573 (38%)	45,409 (30%)	38,294 (30%)
ガソリン	1,351 (1%)	1,504 (1%)	1,343 (1%)	1,098 (1%)	957 (1%)
灯油	2,052 (1%)	2,125 (1%)	1,986 (1%)	2,067 (1%)	2,084 (2%)
軽油	683 (0%)	623 (0%)	747 (0%)	650 (0%)	1,004 (1%)
A重油	1,742 (1%)	1,552 (1%)	1,531 (1%)	1,571 (1%)	1,603 (1%)
都市ガス	5,224 (3%)	4,291 (2%)	4,469 (3%)	4,986 (3%)	5,703 (4%)
その他(LPG,LNG)	1,712 (1%)	332 (0%)	323 (0%)	1,694 (1%)	2,179 (2%)
非エネルギー起源	83,540 (44%)	120,301 (59%)	98,651 (56%)	97,113 (63%)	74,579 (59%)
廃棄物 (プラスチック焼却)	74,582 (39%)	100,559 (50%)	89,504 (51%)	87,779 (57%)	65,247 (52%)
その他(CH4,N2O等)	8,958 (5%)	19,742 (9%)	9,147 (5%)	9,335 (6%)	9,332 (7%)

第4章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組方針

〔取組方針1〕 市有施設における電力の脱炭素化

- 再生可能エネルギー設備の最大限の導入（太陽光発電設備の拡充等）
 - 省エネルギー対策・電力の需給調整の推進
（照明のLED化、大型蓄電池の拡充、空調制御機器の運用等）
 - 脱炭素電力(※1)の調達（環境工場で発電した電力の最大限の活用、電力の購入契約の見直し等）
- ※1 脱炭素電力…再生可能エネルギーなど、発電時にCO₂を排出しない電力



〔取組方針2〕 温室効果ガスの排出が少ないエネルギーの活用や施設の整備

- 公用車における電気自動車等(※2)の導入
- ※2 電気自動車等…電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車
- 新築・大規模改修等における施設のZEB(※3)化等の検討

※3 ZEB…省エネと創エネで、エネルギー消費量を正味でゼロにすることを目指した建物



〔取組方針3〕 各事業における脱炭素化の取組の推進

- 廃棄物処理事業： 不必要なプラスチックの削減やバイオマスプラスチック類の活用推進、廃棄物処理施設の機能維持、BDFの活用、プラスチックに係る資源循環の推進
- 上下水道事業： 高効率機器の導入、下水道資源の有効活用、太陽光発電設備の導入推進、消化ガス発電設備の導入推進、位置エネルギーの有効活用
- 病院事業： 再生可能エネルギーの活用検討
- 交通事業： 市電運行における効率化、省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの活用推進

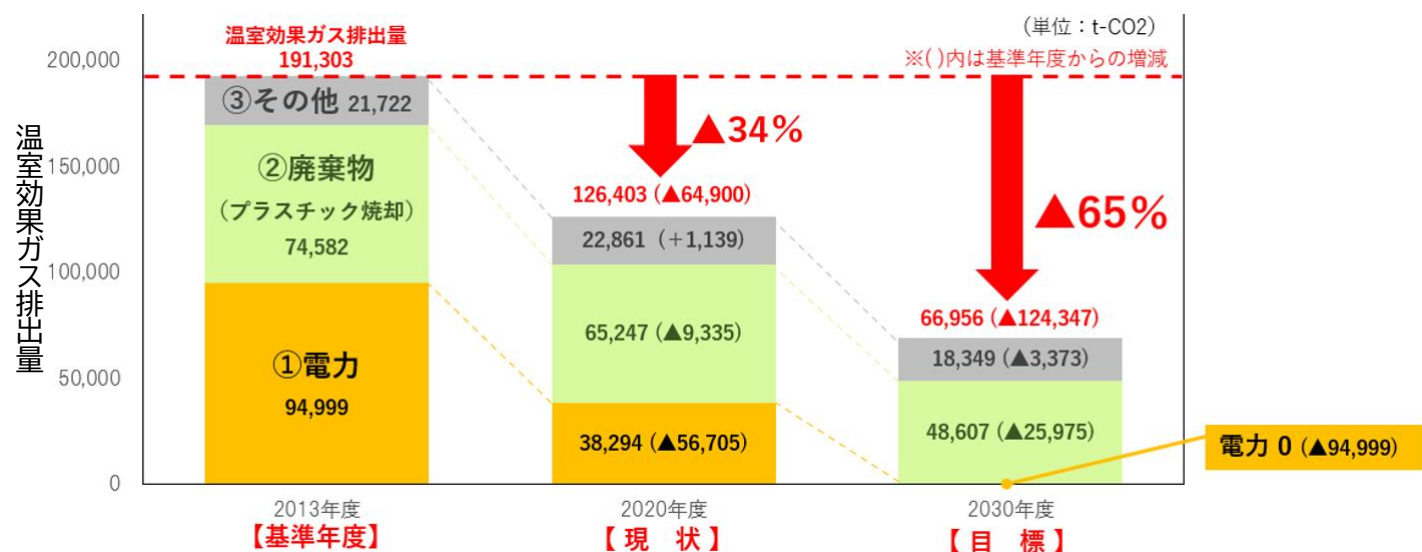
〔取組方針4〕 脱炭素に向けた職員一人ひとりの取組の推進

- エコオフィス活動の推進
- 物品の購入やサービスの使用等に関する環境配慮
- 事務及び事業におけるICT等の活用による、更なる環境負荷の低減
- 公共交通機関やエコドライブ、自転車利用の推進

第5章 取組方針等を踏まえた削減目標

(1) 温室効果ガスの排出削減目標の積算方法

- ①市有施設における電力の脱炭素化
- ②プラスチック焼却に伴う排出の削減
- ③電力以外のエネルギーの使用等に伴う排出の削減



(2) 温室効果ガスの排出削減目標

- ・2030 年度に、**基準年度に比べて 65%の削減**とする。
- ・そのうち、**電力使用に伴う温室効果ガス排出量はゼロ**とする。

項 目	2013年度【基準年度】	2020年度【現状】	2030年度【目標年度】
温室効果ガス削減目標(基準年度比)	—	▲34 %	▲65 %
温室効果ガス排出量	191,303 t -CO ₂ (-)	126,403 t -CO ₂ (▲64,900 t -CO ₂)	66,956 t -CO ₂ (▲124,347 t -CO ₂)
電力使用に伴う排出量	94,999 t -CO ₂ (-)	38,294 t -CO ₂ (▲56,705 t -CO ₂)	0 t -CO₂ (▲ 94,999 t -CO ₂)
< 参考 > 政府の事務及び事業に係る 温室効果ガス削減目標	—	—	▲50 %

※()内は基準年度からの増減

第6章 計画の進捗管理

○熊本市地球温暖化対策庁内推進本部における進捗管理

- ・各局(区)において目標の設定、取組の推進、点検・評価
- ・推進本部において、計画の進捗に係る点検・評価、取組の方向性等について協議